一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千八百七十九号町田都市計画緑地事業第一号小山田緑地
三　事業施行期間　自昭和六十二年十一月五日至令和十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都町田市上小山田町字八号並びに下小山田町字押沼、字大久保、字梅木窪、字堀切、字兎谷、字堂谷、字関村、字小ヶ谷、字桜ヶ谷、字上ノ山、字馬場窪、字鍬柄尾、字宮ノ腰、字向田、字宇津保沢及び字竜沢地内

○関東地方整備局告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第百号町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地
三　事業施行期間　自平成二十七年三月十三日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十一年関東地方整備局告示第百五十二号町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地
三　事業施行期間　自平成三十一年四月一日至令和十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百五十三号東村山都市計画公園事業第五・五・三号六仙公園
三　事業施行期間　自平成十三年六月十八日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成十三年関東地方整備局告示第二百五十三号、平成十六年関東地方整備局告示第五十四号、平成十九年関東地方整備局告示第三号、平成二十一年関東地方整備局告示第三百五十六号、平成二十五年関東地方整備局告示第九十四号、平成三十年関東地方整備局告示第百三十三号及び令和六年関東地方整備局告示第百十一号の事業地のうち東京都東久留米市中央町三丁目地内において事業地を変更する。
　使用の部分　平成十三年関東地方整備局告示第二百五十三号、平成十六年関東地方整備局告示第五十四号、平成十九年関東地方整備局告示第三号、平成二十一年関東地方整備局告示第三百五十六号、平成二十五年関東地方整備局告示第九十四号、平成三十年関東地方整備局告示第百三十三号及び令和六年関東地方整備局告示第百十一号の事業地から東京都東久留米市中央町三丁目を削除する。
五　収用の手続が保留される事業地　東京都東久留米市中央町三丁目地内

○関東地方整備局告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千八百三十六号多摩都市計画公園事業第九・六・一号桜ヶ丘公園
三　事業施行期間　自平成三年十月三十日至令和十年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第千三百二十七号小笠原都市計画公園事業第七・五・一号大神山公園
三　事業施行期間　自昭和五十三年八月九日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし